

札幌市の公契約条例素案 道ビルメンテ協が公開質問状



公共事業受注業者に労働者への一定の待遇を義務づける「公契約条例」の制定に向け、札幌市が公表した条例素案について、北海道ビルメンテナンス協会は28日、素案の問題点を指摘する公開質問状と提言を同市に提出した。協会は「(条例の適用対象になるかどうかで)同じ業務でも賃金格差が出るなど、問題が多い」とし、制定

公開質問状について説明する、道ビルメンテナス協会の(左から)岡田知己、逸見龍馬副会長ら札幌市役所内に反対する構えだ。協会はビル清掃、管理、警備などの道内144社で構成しており、うち70社は札幌市内の企業。質問は18項目。素案が、施設清掃、警備などでは1千万円以上の

事業を対象にするとしていることに関し、対象事業と対象外の事業で同様の仕事をした従業員の賃金に格差が出るとし、市として「説明責任をどう果たすかなどと尋ねている。また提言では、条例を制定しなくても、最低制限価格を90%以上に引き上げること、労働者の待遇は改

善できるなどと訴えている。

提出後に記者会見した逸見龍馬副会長は「これまで市に疑問点を尋ねても、明確な回答がないので公開質問にした。回答を分析した上で、条例制定への反対意見を市に提出したい」としている。

(佐藤宏光)

建設新聞

H23.11.29

公契約条例に反対

最低制限価格引き上げ提言

道ビルメン協

北海道ビルメンテナンス協会(山田春雄会長、144社)は28日、市が2012年3月の制定を目指す公契約条例について、反対の立場から公開質問状「最低制限価格引き上げなどを求める提言書」を提出した。

同協会札幌地区協議会(川口孝志会長)と合同で、市管財部の上野輝佳管財部長に手渡した。条例制定をめぐる提言は、協会として7月と11月に市と意見交換したほか、9月には提言書を提出し問題点を指摘。しかしこれに対する市側の明確な回答がないまま市民意見募集に入ったため、今回の行為に踏み切った。

質問状は、対象業務範囲や設定資金の考え方、経営安定化への影響など5項目について市側の見解をたたき出す内容。

提言書では、設備管理を含む全てのビルメンテナンス業務を最低制限価格の設定対象とした上で、最低制限価格を90%以上に引き上げることとを求めている。

逸見龍馬副会長は「適用されるか否か、予定価格次第で、同一企業内の従業員間に賃金の不公平が生じると問題を指摘。最低制限価格についても



経営安定化への理解を求めた

「清掃・警備の入札は落札率7割程度までに落ち、経営状態。90%以上ない」

と利益は出せない」と現状を訴える。

同協会は、パブリックコメントの募集期限である12月21日までには回答するよう求めている。